

理 事 佐 藤 あ い 子

監 事 田 口 好 二

附則 この定款は昭和44年12月27日より施行する。

附則 この定款は昭和46年7月7日より施行する。

附則 この定款は昭和49年5月7日より施行する。

附則 この定款は昭和59年3月31日より施行する。

附則 この定款は平成12年4月12日より施行する。

附則 この定款は平成15年6月13日より施行する。

附則 この定款は平成16年5月25日より施行する。

附則 この定款は平成18年3月29日より施行する。

附則 この定款は平成21年7月10日より施行する。

附則 この定款は平成25年4月 9日より施行する。

附則 この定款は平成29年4月 1日より施行する。ただし、第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名以上とする。